

国別障害関連情報 カンボジア王国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和6年3月
（2024年3月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報

カンボジア王国

目次

1.	基礎指標.....	1
1-1.	基礎指標.....	1
1-2.	障害に関する指標.....	2
2.	障害関連政策.....	4
2-1.	障害関連行政制度.....	4
2-2.	障害関連法律の詳細.....	6
2-3.	CRPD 批准による対応状況.....	8
2-4.	障害関連施策の状況.....	8
2-5.	地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況.....	12
2-6.	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	13
2-7.	新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	13
3.	障害関連団体の活動概況.....	15
3-1.	障害当事者団体の活動概要.....	15
3-2.	障害者支援団体の活動概要.....	16
4.	参考資料.....	17

図表目次

図 1 地方レベルの行政体制	5
表 1 2010 年以降にカンボジア政府が実施した障害関連調査	3
表 2 障害関連担当機関	6

略語表

CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DAC	Disability Action Council	障害者活動協議会
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MoSVY	Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation	社会問題・退役軍人・青少年更正省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,643.12 米ドル	2020 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.92 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.2 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.50 %	2015 年

人口

総人口	16,486.54 人	2019 年
男性人口比率	48.80 %	
女性人口比率	51.20 %	
都市人口比率	24 %	
農村人口比率	76 %	
平均余命（全体）	70 歳	2018 年
男性	67 歳	
女性	72 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	15 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	15 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数 ²	9 年	2018 年
成人識字率（全体）	81 %	2015 年
男性	87 %	
女性	75 %	

¹ 世界銀行 (<https://data.worldbank.org/indicator>(参照 2020-12-08)) に基づく。

² 外務省国・地域の学校情報 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC10300.html

就学率		
初等教育（純就学率） ³		2019年
全体	107 %	
男子	108 %	
女子	105 %	
中等教育（純就学率） ⁴		2008年
全体	45 %	
男子	49 %	
女子	42 %	
高等教育（純就学率） ⁵		2019年
全体	14 %	
男子	15 %	
女子	14 %	

雇用

失業率（全体）	0.7 %	2020年
男性	0.9 %	
女性	0.9 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

カンボジア王国（以下、「カンボジア」）政府は、2009年に公布した「障害者の権利の保護及び促進に関する法律（The Protection and Promotion of the Rights of Persons with Disabilities. 以下、「障害者権利法」）第4条において、障害者とは、「身体的、精神的機能の欠損、損失、または損傷の結果、日常生活又は行動に制約を有するものである」と定義している。同法では、具体例として、身体、視覚、聴覚、知的、精神、その他の機能障害、を挙げている。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況⁶

国家統計局（National Institute of Statistics）を中心に障害統計の整備が進められている。2017年度時点で、カンボジア政府が参考とする過去の調査は、表1-1のとおりである。

³ 6歳～11歳

⁴ 12歳～14歳

⁵ 15歳～17歳

⁶ DAC, Promoting Social Inclusion in Cambodia (2017)を基に記載。

表1 2010年以降にカンボジア政府が実施した障害関連調査

名称	人口における障害者の割合	備考
中間年人口調査 The Periodic Inter-Gensal Population Survey in Cambodia (CIPS 2013)	2.1 %	10年毎に実施する国勢調査の中間年に行われるサンプル調査。前回の国勢調査が2008年に実施され、中間年調査が2013年に実施された。
カンボジア社会経済調査 Cambodian Socio-Economic Survey (GSES 2013)	4 %	視覚、聴覚、発話、移動、情緒・感覚、精神、学び、てんかんの8項目について質問。全人口の59,3686名(約4%)。
人口保健調査 Demographic and Health Survey (GDHS 2014)	9.5 % (重度の機能的な困難のある者は2.1%)	国連ワシントン・グループの短縮質問セットを使用。実施にあたり、オーストラリア外務貿易省、国連開発計画、国際連合児童基金、国際保健機関が協力

出所：DAC, Promoting Social Inclusion in Cambodia (2017)を基に調査チーム作成

2014年の人口保健調査では、障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットを使用し、見る、聞く、歩く、認知する、セルフケア、交流する、において、生活機能に制限があるか否かを確認している。結果、何らかの制限のある者が9.5%であり、重度の制限のある者が約2.1%であった。

性別でみると、全障害者人口のうち女性障害者は57%、男性障害者が43%で、女性障害者の方が多い。居住地では、全障害者人口の9.6%の障害者が地方在住であり、8.6%の障害者が都市部在住である。年齢別障害者の割合は、60歳以上の障害者が44.2%、35歳~59歳の障害者が13.2%、15歳~34歳の障害者が3.5%、5歳~14歳の障害者が1.8%である。高齢者(60歳以上)では、自力歩行や視覚に関する機能制限が最も多く、次いで認知、聴覚、セルフケア、交流が多くなっている。59歳までは、認知と交流が最も高い生活上の機能制限として挙げられている。

カンボジア政府は上記した3つの調査の結果を業務において活用する一方、紛争後の国であり、トラウマによるストレス障害のある人口が他国と比較して多いことから、精神障害者の割合が高いことを推測している⁷。

1-2-3. その他統計

2017年の障害活動協議会(Disability Action Council。以下、「DAC」)報告によると、「教育のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for Education)が実施した

⁷ DAC, Promoting Social inclusion in Cambodia (2017)を基に記載。

調査の結果、カンボジアの子どもの 10.1%に何らかの機能障害があり、知的障害と言語障害が多い。また、特に知的障害児とその家族が差別を受けやすいと報告されている。加えて、カンボジア国内に約 5 万人のろう者がおり、約 50 万人の難聴者がいるが、手話を学んでいるのは 1,800 名と報告されている⁸。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度⁹

1996 年に障害者団体の連合体、「障害者活動委員会」が設立された。その後、1999 年に「社会問題・退役軍人・青少年厚生省」(Ministry of Social Affairs Veteran and Youth Rehabilitation。以下、「MoSVY」) の指導の下、活動を行う半官半民の組織として正式に認可され、「障害者活動協議会 (Disability Action Council、DAC)」が正式に発足した。DAC は障害者権利法 (2009 年) の実施に責任を持つ機関として、活動の実施や調整、他省に対する助言を行う。

【中央政府行政】

日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization。以下、「JETRO」)¹⁰によると、2020 年 3 月時点で、カンボジア内閣には首相 1 名、副首相 11 名、5 名の上級大臣が在職している。その他、閣僚評議会担当省、カンボジア開発協議会、内務省、国防省、上院-下院関係・検察省、外務国際協力省、経済財政省、国土整備・都市化・建設省、公共事業・運輸省、計画省、産業・科学・技術・イノベーション省、宗教省、農林水産省、農村開発省、商業省、鉱工業・エネルギー省、環境省、水資源・気象省、情報省、司法省、労働・職業訓練省、教育・青少年・スポーツ省、社会問題・退役軍人・青少年更正省、郵便電気通信省、保健省、文化芸術省、観光省、女性省、人事省、がある。

障害関連担当機関¹¹

機関名	概要
社会問題・退役軍人・青少年更生省 Ministry of Social Affairs, Veteran and Youth Rehabilitation (MoSVY)	障害者、高齢者、孤児などの社会的弱者や薬物、売春、窃盗などに絡む若者に対する救済、法的の制定、リハビリテーションプログラムの実施などの社会福祉全般を担う。MoSVY 内の障害者福祉局 (The Department of Welfare for Persons with Disabilities) がリハビリテーションに係る国内法や規定の開発に責任を持つ。

⁸ DAC, Promoting Social inclusion in Cambodia (2017)を基に記載。

⁹ 同上

¹⁰ https://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/basic_01.html (参照 2020-12-17)

¹¹ 各省のウェブサイトを基に記載。

【国内調整委員会設置状況¹²⁾】

DAC が障害者権利法の施行及び障害に関連する事業に関し、カンボジア政府に対する助言・調整を行う。2017年時点で、政府が任命した58名が在職している。15の省代表者と障害者団体代表者、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」）代表者が含まれる。DACには5つの部局が存在し、(1) 管理・財務、(2) 障害者の権利（教育分野も含む）(3) 福祉とリハビリテーション (4) 障害者の統合、(5) 障害サービスの開発となっている。

【地方政府行政】

カンボジアは首都プノンペンと24の州で構成される。

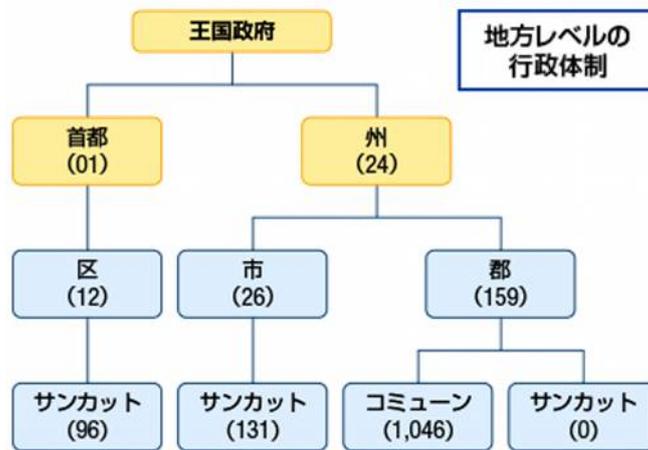


図1 地方レベルの行政体制

出所：国土交通省国土政策局ウェブサイト（2016年3月11日）¹³⁾より抜粋

¹²⁾ DAC のウェブサイトを基に記載。

¹³⁾ <https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/cambodia/index.html>（参照 2020-12-17）

障害関連担当機関¹⁴

表 2 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	教育・青少年・スポーツ省 (Ministry of Education Youth and Sports)	本省に障害児及び少数民族出身者の教育を所管する特別支援教育局 (Special Education Department) を置き、インクルーシブ教育のガイドライン策定、障害児統計の整備、NGO が主導する各種プログラムのモニタリング・評価等を担う。
2	保健省 (Ministry of Health)	首都圏に 8 か所のリハビリテーション病院を擁する。義肢装具の製作、訓練は民間団体に委ねている (四本、2009 ¹⁵)
3	障害者財団 (The Persons with Disabilities Foundation)	2009 年の障害者権利法により発足した公的機関である。障害に関連する事業やプログラムへ障害者資金を拠出し、障害者にサービスを提供する組織 (保健医療、リハビリテーション、教育、職業訓練、雇用促進等の分野) を支援する。また低所得の障害者やその家族に対する職業リハビリテーションの支援や合理的配慮に必要な資金の貸付けも行う。

出所：各省のウェブサイトを基に調査チームが作成

2-2. 障害関連法律の詳細

障害者の権利と関係する基本法は以下のとおりである。

法律名	障害者の権利の保護及び促進に関する法律 ¹⁶ (The Protection and Promotion of the Rights of Persons with Disabilities)
施行年	2009 年
概要	障害者の自由・権利・利益を保護する。障害者に対する差別の予防・軽減・解消を行う。また障害者が社会に完全かつ平等に参加できるよう、障害者の身体・精神・職業のリハビリテーションを行うことを目的とする。 【全14章】1章：総則、2章：DACと行政、3章：生計、4章：リハビリテーションと予防、5章：アクセシビリティ、6章：教育、7章：就労・職業訓練、8章：優遇措置、9章：選挙、10章：障害者基金、11章：国際条約、12章：罰則規定、13章：経過規定、14章：法律の承認

¹⁴ 各省のウェブサイトを基に記載。

¹⁵ 小林昌行編「開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から」調査研究報告書、JETRO、2009 年

¹⁶ https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Cambodia_Law-on-the-Protection-and-the-Promotion-of-the-Rights-of-Persons-with-Disabilities-unofficial-English-translation.pdf (参照 202012-17)

その他、障害者と関係する法律として以下のものがある¹⁷。

法律名	カンボジア王国憲法
施行年	1993 年 (1999 年改定)
概要	3 章にて国民の権利と責任を、6 章にて国民の教育、文化、社会福祉、傷 痕軍人に対する保護等を規定している。

法律名	国軍兵士の退職金及び傷痕軍人年金に関する法律
施行年	1994 年
概要	障害を負った兵士が除隊する際は、階級と軍歴に応じ、除隊時の俸給の 半額を基準とする傷痕軍人年金を毎月支給する ¹⁸ 。

法律名	労働法
施行年	1997 年
概要	雇用主と障害者を含む被雇用者との間の契約合意が定められている。

法律名	公務員の退職年金及び障害年金に関する大臣会議令
施行年	1998 年
概要	勤続 20 年以上の公務員が公務災害によって障害を負って退職した時に は最大で月額俸給の 65%を受け取ることができる ¹⁹ 。

法律名	対人地雷禁止法
施行年	1999 年
概要	傷害、障害、死亡を企図し作成されたあらゆる対人地雷を禁止する。

法律名	国家教育法
施行年	2007 年
概要	障害児が他の子どもと同様に教育を受ける権利を初めて記載した。

¹⁷ 注訳がない法律はインターネットで検索し、法律文書に基づき記載。

¹⁸ 四本(2009)

¹⁹ Ibid.

障害者の権利と関係する主な政策には以下のものがある。

政策名	障害児教育に関する国家政策 ²⁰
施行年	2008 年
概要	公立学校におけるインクルーシブ教育の導入、障害児のためのニーズに応じた教育の実践、障害のある女兒に対するジェンダー配慮等の支援が政策に含まれる。2009 年には同政策に基づくマスタープランが策定された。

政策名	国家障害戦略計画（2014 年～2018 年 ²¹ 、2019 年～2023 年）
施行年	2014 年、2019 年
概要	DAC が同計画の施行・調整を担う。2014 年～2018 年の戦略は、特に障害者の貧困削減を目的とする。同戦略で約 10,000 の障害者が裨益し、2,839 名（うち女性 756 名）の障害者が 40 の行政機関に雇用された。また、3,475 名（うち女性 1947 名）の障害者が 77 の民間企業で雇用された。22,133 名（うち女性 8,878 名）が幼稚園から大学のいずれかの教育機関に在籍した。2019 年～2023 年の戦略では、あらゆる差別の禁止が明確となり、障害者の生活の質を向上することが目的とされている。 ²²

2-3. CRPD 批准による対応状況

カンボジア政府は、2007 年 10 月に国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）及びその選択議定書に署名し、2012 年 12 月に CRPD を批准している。2020 年 12 月時点で、カンボジア政府から障害者権利委員会への政府報告の提出は確認できない。

CRPD を批准後、カンボジア政府は障害者の権利を保障するため、DAC を中心とし、同戦略の開発目標に沿った「国家障害戦略計画」を 2014 年と 2019 年に策定した。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス

吉崎ら（2006）²³によれば、カンボジアでは、まず地雷の被害が注目され、1980 年代以降、

²⁰ <http://www.moeys.gov.kh/en/press-releases/policy-on-education-for-children-with-disabilities.html#.X9sMpJp7k2x>

²¹ https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/10/Cambodia_National-Disability-Strategic-Action-Plan-NDSP-2014-2018.pdf

²² プノンペンポスト（2018 年 12 月 12 日）記事 <https://www.phnompenhpost.com/national/cambodias-10000-disabled-benefiting-national-plan>

²³ 吉崎 基弥、青山 温子、永井 真理、小林 明子（2006）、「カンボジアにおける身体障害者支援の現状と課題」、国際保健医療 21 巻 1 号

多くの国際 NGO が義肢製作やリハビリテーション等の支援を続けてきた。

障害者権利法（2009 年）では、身体・精神リハビリテーションのプログラムを策定し、実施を促進する必要性が明記されている。また国家障害者戦略計画（2014 年～2018 年）でも同様の必要性が述べられ、低所得の重度障害者には、保健医療サービス、治療、身体的リハビリテーションは優先的に提供されるべきであり、障害者手当に加え、追加の資金援助を行うと記載されている。加えて、同計画では、各地域で障害者がリハビリテーションを受け、補装具を適切に使用していけるよう、リハビリテーション専門職のさらなる育成、障害者の家族及びボランティアに対する研修、家庭におけるケア・身体・精神的なリハビリテーションの促進、地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」）サービスの拡充を行っていくと明記されている。

国際労働機関（International Labor Office。以下、「ILO」）の報告²⁴によれば、1999 年の法令 181 号 SSR/SC により、障害者に対するリハビリテーションのガイドラインが公布されている。世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）の報告書「The Care Utilization of Persons with Disabilities in Cambodia」（2014）は、カンボジアには低所得の重度障害者には経済的な保障制度があるが、それ以外の障害者をカバーしていない点を言及している。

② 教育

障害者権利法（2009 年）の 27 条～32 条において、障害児の就学が保障されるべきと明記され、理念として、インクルーシブ教育の推進（28 条）が謳われている。他方、「教育法」（2007 年）や「障害児教育に関する国家政策」（2008 年）では、インクルーシブ教育の理念や CRPD に基づく障害児に対する合理的配慮は反映されておらず、2020 年 12 月時点でまだ改定は行われていない。

カンボジアでは主に NGO を中心とする特別支援教育が進められてきた。例えば NGO が運営する特別支援学校として、1991 年に創設された視覚障害児と聴覚障害児に対する支援を行う Krousar Thmey（5 校）は 2021 年に政府に移管され Phnom Penh Special Education High School となったが、そのほか身体障害児支援を行う Lavalla School、そして、知的障害児・自閉症児を受け入れる Rabbit School 等が存在する。また、2012 年から NGO の Hands of Hope Community が運営していた知的障害児・自閉症児の学校は、2021 年に初の政府公認の知的障害児・自閉症児学校 Takhmao Special Education High School となった。

米国の非営利研究機関、RTI インターナショナル社の「カンボジアの障害児教育に係る状況分析」（2018 年）によれば、カンボジアでの調査対象世帯の 52%の障害児は、不就学もしくは中途退学している。その主な理由として、68%の家族が安全面での不安を挙げている。その他、同調査報告書は、以下のとおり、これまでにカンボジア国内で実施されてきた活動を掲載している。

²⁴ <https://core.ac.uk/download/pdf/5120376.pdf>

- ・ カンボジアには、「NGO 教育パートナーシップ」があり、インクルーシブ教育を支援する NGO の情報交換の場が存在する。
- ・ カンボジアは教員研修の分野で目覚ましい成長を遂げてきた。例えば、2017 年にはカンボジア国特別教育研究所（National Institute for Special Education）が発足し、聴覚障害と視覚障害に関する 9 カ月間のディプロマコースが開設された。また、Save the Children と Rabbit School が協力し、知的障害児を支援するための研修マニュアルを作成した。
- ・ 教育省、Humanity & Inclusion（旧 Handicap International）、Save the Children、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit。以下、「GIZ」）は、障害のスクリーニングツールを開発してきた。他方、環境要因なども含む包括的なスクリーニングの開発は難しく、適切な障害児支援には繋がっていない。
- ・ 点字や手話通訳は NGO が運営する特別支援学校及び国立の特別支援学校で提供されている。一般の学校での障害児に対する適切な支援やサービスは限定的である。

③ ジェンダーと障害

四本（2015）は、2013年に実施された調査結果「3重の危険：カンボジアの女性障害者が経験するジェンダーに基づいた暴力と人権侵害」を紹介している。その調査の結果、カンボジアでは女性障害者が配偶者以外の家族から受ける精神的、身体的、性的暴力の被害は極めて深刻であり、とりわけ都市部において家庭は、女性障害者にとってリスクの高い環境であると結論付けている。

カンボジア政府は1992年10月に女子差別撤廃条約に批准し、2014年に策定した国家障害者戦略計画（2014年～2018年）の戦略目標9において、ジェンダー平等の確保と、障害のある女性と障害児のエンパワメントに関し、以下の指針を示している。

- ・ 女性障害者と障害児に関連する法律に基づき、彼/彼女らの人権と基本的な自由を完全かつ平等に保障するための活動を促進する。
- ・ 政府の決定機関に女性障害者代表を雇用し、女性障害者のエンパワメントを促進する。
- ・ 女性障害者、障害のある女兒が、非障害者女性と同様に、リプロダクティブヘルスサービスにアクセスできるようにする。
- ・ 女性障害者に対する同一労働・同一賃金を保障する。

④ 訓練・雇用、就労支援

障害者権利法は7章で障害者の雇用と職業訓練を扱っている。同法に基づき2010年8月に制定された「障害者雇用率と障害者の募集手続きに関する決定の政令²⁵」によって、政府機関は職員2%以上を雇用し、100名以上の従業員を有数企業は全従業員数の1%以上の障害者を雇用するという法定雇用率が定められた。法定雇用率を遵守できない企業は、障害者の月の最低賃金額の40%に相当する額を障害者基金へ支払う必要がある。企業は毎年1月に、障害者の雇用率を労働職業訓練省に報告しなければならない。

このような方針の下、クメールタイムズ紙は、2018年までに、中央省庁と州機関は、重

²⁵ <https://gmac-production.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/Regulations/108-eng.pdf>（参照 2020-12-17）

度障害者 1,478 人を含む 2,839 人の障害者を雇用し、民間部門では、77 社が合計 3,055 人の障害者を雇用したと報じている。加えて、保健省は、公務員 1,300 人の採用の際に女性と障害者を優先すると決定したと報じている²⁶。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

- ・ 2011 年 6 月、「貧困の状態にある重度障害者に対する月の障害年金に係る政令」が承認された。
- ・ 公務員は、1998 年の「公務員の退職年金及び障害年金に関する大臣会議令」により、勤続 12 年以上の公務員が、公務災害によって障害を負って退職した時には最大で月額俸給の 65%を受け取ることができる。
- ・ 退役軍人は、当該受給者の退役時の階級、勤務期間、退役理由等により障害年金を受け取ることができる²⁷。
- ・ カンボジア社会保障法（Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Labour Law）が 2002 年 9 月に公布された。これは、被雇用者の年金制度と労働災害補償制度を規定した法律である。55 歳以前に身体障害を負った国家社会保険基金被加盟者は、一定の条件を満たす場合には、傷病手当を受給することができる。労働災害については、労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により一時的に身体障害状態に陥った場合には日当が支給され、労務傷害、通勤時の事故、労務疾患により永続的身体障害となった場合、身体障害者年金または手当が支給される²⁸。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・ バリアフリー

障害者権利法（2009 年）は第 5 章で公共施設のアクセシビリティを扱っており、特に 21 条～23 条で障害者のアクセスの容易性をさだめている。

- ・ 第 21 条：すべての公共施設は、あらゆる種類の障害者にとってのアクセスの容易性を確保しなければならない。
- ・ 第 22 条：公共施設の建設計画、建設工事及び建設工事の検査を承認する所管省庁は、本法第 21 条で規定された障害者のためのアクセスの容易性を確保しなければならない。
- ・ 第 23 条：公共施設のアクセシビリティ又は障害者のための移動方法に関しての体制は、社会問題を所管する大臣と関連する省庁又は機関の所管大臣の合同省令で定める。

これらの方針の下、2014 年に施行された国家障害戦略計画において、公的施設や市場、病院、駐車場、トイレ等のアクセシビリティの基準とガイドラインの開発を進めるよう明記

²⁶ クメールタイムズ 2018 年 12 月 11 日

<https://www.khmertimeskh.com/558366/government-to-issue-new-rules-on-ramps-for-disabled/>（参照 2020-12-17）

²⁷ カンボジア HHRD プロジェクト調査コンソーシアム（2013）日本の医療サービスの海外展開に関する調査事業「カンボジア HHRD（Healthcare and Human Resource Development）プロジェクト事前調査報告書」

²⁸ 同上

されている。オーストラリア政府の協力機関である「平等で持続的なサービスの為のオーストラリア-カンボジア協力」(The Australia-Cambodia Cooperation for Equitable Sustainable Services。以下、「ACCESS」)は、2019年、MoSVY、国土整備・都市化・建設省、DACによって「カンボジアの障害者に対する物理的アクセシビリティの基準」が作成され、施工者、建築家、デザイナーに対し、バリアフリー化の基準が公布されたと報じている²⁹。

・ 防災

障害者と防災に関連する法律・規則の情報は限られる。国際NGOのカリタスや難民を助ける会が、コロナ禍の障害児・者支援を行っている(2-7を参照)。

⑥ 障害と開発分野の国際協力実績

国際協力機構(Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」)は無償資金協力を通じて、2002年～2010年にかけて、地雷除去活動機材整備計画プロジェクトを実施している。その他、障害者に関連する人材育成を行った事業実績は以下のとおりである。

日本政府 ³⁰	<p>【技術協力プロジェクト：障害に特化した取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア太平洋障害者センター(2002～2012)：カンボジア人障害者のタイ国での研修受入れやカンボジアの知的障害者団体設立支援等。 <p>【研修員受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動としての知的障害者支援(1980～2018) <p>【草の根技術協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用を前提としたビジネスモデル構築事業(2013～2016) ・ カンボジア地雷埋設地域の脆弱な障害者家族への生計向上支援事業(2017～2021)
国際機関	今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

1990年代の地雷被災者に対する支援の時代から、多くのドナー及び国際NGOが、カンボジアの障害分野に長く関わっている。

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況

DACの報告(2011)³¹によれば、CBRは1992年以降、国内及び国際NGOを中心に進められ、2011年時点で、40機関がCBRサービスを提供し、約1,900の自助グループが結成されている。

²⁹ <https://accesscambodia.org/launch-of-physical-accessibility-guidelines/> (参照 2020-12-17)

³⁰ 内閣府障害者白書、JICA課題別指針「障害と開発」、JICA障害と開発パンフレットを基に記載。

³¹ https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/APMBC/MSP/11MSP/VAPP/2_Community_Based_Rehabilitation_-_MoSVY.pdf (参照 2020-12-17)

2010年に開催された「第8回日本社会保障ハイレベル会合 社会的弱者の貧困削減～保健と福祉の連携強化を通じて～」でカンボジア政府が発表した報告書によれば³²、カンボジア政府は「国家 CBR 調整ワーキンググループ」を結成し、関係者間の調整を進め、カンボジア版 CBR ガイドラインを作成し、2010年6月に承認されている。同ガイドラインは、保健、教育、生計、社会参加とエンパワメントのコンポーネントで構成され、障害児・者の特に地域における支援に役立て、かつ、多岐にわたる NGO の事業の差別化や相乗効果を図っている。このような資料を公開していくことで、障害の概念や障害者のニーズを社会に広く周知する機会としても活用されたことが述べられている。同ガイドラインの実施にあたり、政府の補助金を使い、低所得層に対する無料の医療ケアを促進した。加えて、移動、病院間のリファーラル、食糧支援も行ったことが報告されている。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

カンボジア政府は2013年6月にマラケシュ条約を批准した。2017年8月、国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）、途上国において図書館を通じてデジタル情報へのアクセスを推進している NPO の図書館電子情報財団（Electronic Information for Libraries）、世界盲人連合（World Blind Union）、そして、カンボジア盲人協会が共同で、230名以上の行政官及び障害者団体代表者にマラケシュ条約の批准とその意義についての周知を行った。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

WHOによれば、ベトナムでは2021年2月13日時点で新型コロナウイルス感染者は479人であり、死亡者は確認されていない³³。コロナ禍により約39万が失業し³⁴、農村部の貧困世帯の子どもはオンライン教育に対応できず教育機会から取り残されていると推測されている³⁵。

① カンボジア政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

2020年8月27日のクメールタイムズ社の記事³⁶によれば、カンボジア政府は ID Poor（貧困認定）世帯の有する全世帯に追加手当を支給し、障害者で ID Poor（貧困認定）を受けている者も同様に手当を受給している。

その他、オンライン調査によると、多くの新型コロナウイルスの障害児・者に対する支援は、現地で活動を行う NGO や支援団体、ドナーによって提供されている。

³² <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/2010/dl/cr02-cambodia.pdf>（参照 2020-12-17）

³³ <https://covid19.who.int/region/wpro/country/kh>（参照 2021-02-12）

³⁴ <https://www.adb.org/news/videos/adb-loan-cambodia-covid-19-response>（参照 2021-02-12）

³⁵ <https://www.unicef.org/cambodia/stories/stories-covid-19-generation-cambodia>（参照 2021-02-12）

³⁶ <https://www.khmertimeskh.com/50757680/disabled-community-calls-for-more-help-during-covid-19/>（参照 2020-12-17）

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

障害者も含むカンボジア地域の低所得層への支援を行う国際 NGO カリタス・カンボジアは、2020年6月~8月の期間、カンボジア政府の資金協力も経て、5,954世帯に対し、資金協力をし、米や麺、缶詰の配給を行い、石鹸やマスクの支給等の緊急支援を行ったと報告している³⁷。また保健省の協力を得ながら、自閉症や知的障害児・者に対する相談や絵画教室、ヨガ教室などの精神的な支援も行っている。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

難民を助ける会では、休校で学校に通えない障害児を支援するため、教員を支援し、さまざまな団体が提供しているオンライン教材に関する情報を、FacebookなどのSNSや印刷をした紙を渡して子どもの保護者に共有したり、パソコンを持参して家庭を訪問したりし、画面を見せながら、勉強や手話などを教える活動を行っている³⁸。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

障害者の移動に関するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

カンボジアの73の障害者団体を総括する「カンボジア障害者団体 (Cambodian Disabled People's Organization。以下、「CDPO」) は、2020年8月にワークショップを開催し、障害者の置かれた状況を訴え、手当は不足しているとカンボジア政府に訴えている³⁹。報告によれば、新型コロナウイルスの影響で障害者の多くは職を失い、その結果、家族が障害者の元を離れてしまう事態が起きているしたがって、貧困認定世帯の障害者だけでなく、新型コロナウイルスの影響で仕事を失った一般の障害者にも手当を拡充すべきであると訴えている。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

³⁷ <https://www.caritascambodia.org/> (参照 2020-12-17)

³⁸ https://www.aarjapan.gr.jp/activity/report/2020/0622_2982.html (参照 2020-12-17)

³⁹ <https://www.khmertimeskh.com/50757680/disabled-community-calls-for-more-help-during-covid-19/> (参照 2020-12-17)

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
カンボジア障害者団体 Cambodian Disabled People's Organization (CDPO) ⁴⁰	カンボジアの 73 の障害者団体を総括する団体であり、障害種別を超えた団体が所属し、全国規模で障害者の声を代表する。各県や村レベルの障害当事者団体は、自助グループでよりインフォーマルであり、地域に根差し、お互いのピアサポートを行う。
カンボジア盲人協会 Association of the Blind in Cambodia (ABC)	2000 年に発足。ジェンダーや社会経済的な背景、宗教、文化的背景によらず、カンボジアの盲と視覚障害者の権利擁護やリハビリテーション活動を行う全国組織である。世界盲人連合、世界盲人連合アジア太平洋協議会のメンバーである。
カンボジア障害者自立生活組織 Cambodian Disabled Independent Living Organization (CDILO)	2000 年から活動を開始し、2001 年に政府から正式に NGO としての認定を受けた。障害者の職業訓練や雇用促進活動を行っている。
プノンペン自立生活センター Phnom Penh Center for Independent Living (PPCIL)	ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業の研修生が 2009 年に設立。啓発活動、ピア・カウンセリング、自立生活プログラム、介助者サービス事業等を行っている。
国立乳幼児センター National Center for Infants and Children (National Borei for Infants and Children)	障害児、孤児等を含む脆弱な立場にあるあらゆる子どもを支援する国立の施設。
カンボジア障害開発ミッション Cambodian Development Mission for Disability (CDMD)	2007 年に発足。5 県 26 市において CBR 事業を行い、行政機関、NGO、障害者の家族との連携を促進し、障害者に対するリハビリテーションサービスを行う。
ろう者開発プログラム Deaf Development Program (DDP)	カンボジア手話の調査研究と普及、ろう児に対する教育、ろう者への就労支援、手話通訳者派遣サービスを実施している。

⁴⁰ <http://www.cdpo.org/en/membership/list-of-dpos/> (参照 2020-12-17)

コマーピカー財団 Komar Pikar Foundation (KPF)	2007年に設立され、中度から重度の知的障害児及びその家族に対する支援を行っている。知的障害者の自助グループ発足支援も行っている。JICAを含め多くの海外ドナーやカンボジア政府と協力し、財団のスタッフ育成にも取り組んでいる。
--	--

3-2. 障害者支援団体の活動概要

1990年代の地雷被災者に対する支援の時代から、多くのNGOが、カンボジアの障害分野に長く関わっている。

団体名	概要
カンボジアパラリンピック委員会 National Paralympic Committee of Cambodia (NPCC)	国際障害者スポーツ大会や各種大会への選手の派遣等を行っている。
障害と開発アクション Action on Disability and Development (ADD)	農村部の自助グループ支援
難民を助ける会 AAR Japan	インクルーシブ教育支援
エクシード・ワールドワイド Exceed Worldwide	義肢装具士の訓練（学校は国に移管）、リハビリテーションサービスの提供
カリタス・カンボジア Caritas Cambodia	地域開発、障害児の家族支援、緊急支援 1995年には主に自閉症児を対象とする児童・青少年精神保健センター (Center for Child and Adolescent Mental Health) を設立した。
クロサートメイ財団 Krousar Thmey (KT)	視覚・聴覚障害児支援、インクルーシブ教育
マリスト・ソリダリティ・カンボジア Marist Solidarity Cambodia (MSC)	身体障害児教育

4. 参考資料

DAC (2017) *Promoting Social Inclusion in Cambodia*

ILO (2004) *Training and Employment of People with Disabilities: Cambodia 2002*

Kingdom of Cambodia (2009) *Law on the protection and the promotion of the rights of persons with disabilities*

Kingdom of Cambodia (2010) *Cambodia Country Report, at the 8th ASEAN and Japan High Level Officials Meeting on Caring Societies, Tokyo, Japan*

Kingdom of Cambodia (2010) *Sub-Decree on Determination of Quota and Formality for Recruitment of Disabled Persons*

Kingdom of Cambodia (2014) *National Disability Strategic Plan 2014-2018*

Kingdom of Cambodia Ministry of Education, Youth and Sports (2008) *Policy on Education for Children with disabilities*

Kingdom of Cambodia Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (2011) *Community-Based Rehabilitation: Cambodia's experience*

カンボジア HHRD プロジェクト調査コンソーシアム (2013)『日本の医療サービスの海外展開に関する調査事業 カンボジア HHRD (Healthcare and Human Resource Development) プロジェクト事前調査報告書』

四本健二 (2009)「第4章カンボジアにおける障害と開発」, 小林昌行編『開発途上国の障害者と法: 法的権利の確立の観点から 調査研究報告書』アジア経済研究所

四本健二 (2015)「第3章カンボジアの女性障害者-立法と政策-」小林昌行編 (2015)『開発途上国の女性障害者 調査研究報告書』アジア経済研究所

吉崎 基弥, 青山 温子, 永井 真理, 小林 明子 (2006)「カンボジアにおける身体障害者支援の現状と課題」『国際保健医療』21 巻 1 号

JICA (2002)『国別障害関連情報カンボジア』

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
(参照 2020-12-12)

JICA (2015)『課題別指針 障害と開発』https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/ku57pq00002cyac5-att/guideline_handicap_development.pdf (参照 2020-12-12)

JICA (2017)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2020-12-12)